



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
2月3日  
号外(1)  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

- 選挙管理委員会規程
  - ※公職選挙執行規程の一部を改正する規程..... 1
- 選挙管理委員会告示
  - 政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部改正..... 1
  - 政治団体の名称等の公表..... 4
  - 政治団体の名称等の公表の一部改正..... 5
  - 政治団体の届出事項の異動届..... 5
  - 政治団体の届出事項の異動届の一部改正..... 6
  - 政治団体の解散届..... 7
  - 資金管理団体の名称等の公表..... 7

### 選挙管理委員会規程

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年2月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

滋賀県選挙管理委員会規程第1号

#### 公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(平成7年滋賀県選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「同 本宮二丁目9番9号	市立大津市民病院	」を
「同 本宮二丁目9番9号	地方独立行政法人市立大津市民病院	」に、
「同 本堅田五丁目22番27号	山田整形外科病院	」を
「同 本堅田五丁目22番27号	医療法人山田整形外科病院	」に

改める。

#### 付則

この規程は、公布の日から施行する。

### 選挙管理委員会告示

#### 滋選委告示第6号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、同法第20条第1項の規定に基づき、令和元年滋選委告示第76号(政治団体の収支報告書の要旨の公表)の一部を次のように改正する。

令和5年2月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

政治資金規正法第12条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨 I 平成30年分 [政党の支部] 自由民主党 滋賀県支部連合会中

「1 収入総額	128,784,008」を
「1 収入総額	128,996,008」に、

「 本年収入額	94,909,541	を
2 支出総額	56,842,402」	
「 本年収入額	95,121,541	に、
2 支出総額	57,034,402」	
「 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	21,600,165」	を
「 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	21,620,165」	に、
「 自由民主党滋賀県第一選挙区支部	960,000」	を
「 自由民主党滋賀県第一選挙区支部	980,000」	に、
「 その他の収入	182,676」	を
「 その他の収入	374,676」	に、
「 一件十万円未満のもの	6,840」	を
「 一件十万円未満のもの	198,840」	に、
「 政治活動費	26,999,968」	を
「 政治活動費	27,191,968」	に、
「 組織活動費	16,512,056」	を
「 組織活動費	16,704,056」	に改める。

#### 滋選委告示第7号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、川口まさのり後援会会計責任者川口弘子から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、令和元年滋選委告示第76号(政治団体の収支報告書の要旨の公表)の一部を次のように改正する。

令和5年2月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世 古 正

政治資金規正法第12条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨 I 平成30年分 [その他の政治団体] 川口まさのり後援会中

「 事務所費	296,760」	を
「 事務所費	296,760	
5 資産等の内訳		
(借入金)		に改める。
借入先	借入残高	
川口正徳	1,500,000」	

#### 滋選委告示第8号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、川口まさのり後援会会計責任者川口弘子から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、令和2年滋選委告示第88号(政治団体の収支報告書の要旨の公表)の一部を次のように改正する。

令和5年2月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世 古 正

政治資金規正法第12条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨 I 令和元年分 [その他の政治団体] 川口まさのり後援会中

「大岡としたか後援会	75,000	大津市」	を
「大岡としたか後援会	75,000	大津市	
6 資産等の内訳			
(借入金)			に改める。
借入先	借入残高		
川口正徳	1,500,000	」	

#### 滋選委告示第9号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、佐口よしえと暮らしを考える会会計責任者笠正人から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、令和

2年滋選委告示第88号(政治団体の収支報告書の要旨の公表)の一部を次のように改正する。

令和5年2月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

政治資金規正法第12条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨 I 令和元年分 [その他の政治団体] 佐口よしえと暮らしを考える会中

「5 寄附の内訳

(個人分)

を

佐口佳恵 1,000,000 大津市」

「5 寄附の内訳

(個人分)

に改める。

檜山眞理 1,000,000 守山市」

-----  
**滋選委告示第10号**

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、川口まさのり後援会会計責任者川口弘子から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、令和3年滋選委告示第96号(政治団体の収支報告書の要旨の公表)の一部を次のように改正する。

令和5年2月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

政治資金規正法第12条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨 I 令和2年分 [その他の政治団体] 川口まさのり後援会中

「 事務所費 303,800」を

「 事務所費 303,800

5 資産等の内訳

(借入金)

に改める。

借入先

借入残高

川口正徳

1,700,000」

-----  
**滋選委告示第11号**

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、くのり学と歩む会会計責任者九里義一から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、令和3年滋選委告示第96号(政治団体の収支報告書の要旨の公表)の一部を次のように改正する。

令和5年2月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

政治資金規正法第12条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨 I 令和2年分 [その他の政治団体] くのり学と歩む会中

「1 収入総額 0

2 支出総額 0」を

「1 収入総額 10,000

本年収入額 10,000

2 支出総額 0

3 本年収入の内訳

寄附

10,000 に改める。

個人分

10,000

4 寄附の内訳

(個人分)

年間五万円以下のもの 10,000」

-----  
**滋選委告示第12号**

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、滋賀県藤井もとゆき薬剤師後援会会計責任者福地滋夫から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、

令和3年滋選委告示第96号(政治団体の収支報告書の要旨の公表)の一部を次のように改正する。

令和5年2月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

政治資金規正法第12条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨I令和2年分[その他の政治団体]滋賀県藤井もとゆき薬剤師後援会中

「1 収入総額 404,900」を  
 「1 収入総額 404,898」に、  
 「 本年収入額 6」を  
 「 本年収入額 4」に、  
 「 その他の収入 6  
 一件十万円未満のもの 6」を  
 「 その他の収入 4  
 一件十万円未満のもの 4」に改める。

#### 滋選委告示第13号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和5年2月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

設立届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
令和4.12.9	片岡真後援会	片岡真	福山祐子	大津市中央1丁目8番32号-403号	
令和4.12.9	竜王町の未来を照らす会	三宅政仁	谷口一幹	蒲生郡竜王町小口1690-2	
令和4.12.14	淡海の未来研究会	清水鉄次	駒井久子	草津市南笠東3丁目4番8号	
令和4.12.14	寺谷吉寛後援会	寺谷吉寛	寺谷吉寛	大津市木下町9-23	
令和4.12.15	つながりで創る新しい守山の会	森中高史	梶山義晋	守山市吉身二丁目8-16-602	
令和4.12.16	奥村あきら後援会	奥村明	奥村尚美	栗東市霊仙寺5丁目5-42	
令和4.12.19	1区改革協議会	河井昭成	奥村功	大津市馬場3-13-28	
令和4.12.19	原田優太後援会	原田優太	原田優太	大津市唐崎1丁目31-32大川プラザ3号館2F	
令和4.12.20	山本みえことみんなで暮らしを楽しむ会後援会	栗田真知子	岸本利江子	蒲生郡日野町西大路1518	
令和4.12.21	緑風会	山崎哲	二上順太	守山市今宿4丁目2-28A202	
令和4.12.26	先成俊士後援会	由谷昇	長田征士	草津市野路東3丁目4-9	
令和4.12.27	谷口りつか後援会	林好男	林好男	栗東市野尻594-202	
令和5.1.5	自由民主党島支部	辻正隆	宮尾彰	近江八幡市大中町7番地	1
令和5.1.5	川合ひろし後援会	川合宏	川合宏	彦根市幸町47-6	
令和5.1.5	北村よしゆき後援会	北村善幸	北村善幸	彦根市大藪町1815番地	
令和5.1.5	彦根党	北川元気	尾崎雄	彦根市高宮町1791	
令和5.1.6	中川てつや後援会	川崎松男	中川春代	大津市坂本2丁目18番42号	
令和5.1.6	福永ひであき後援会	福永英晶	福永英晶	大津市真野1丁目3-2	
令和5.1.6	藤村健造後援会	川口高弘	藤村健造	近江八幡市末広町710番地	

令和5.1.10	中田善久後援会	中田善久	中田善久	大津市唐崎1丁目16番50号	
令和5.1.11	福原しげゆき後援会	金澤節男	中村貴幸	彦根市高宮町3082番地3	
令和5.1.11	やつはしりゅうじ後援会	八橋龍二	八橋龍二	彦根市犬方町841-1	

備考1 政党(自由民主党本部)の支部:1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部

滋選委告示第14号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条の2第1項の規定に基づき公表した令和4年滋選委告示第141号(政治団体の名称等の公表)の一部を次のように改正する。

令和5年2月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

「備考1 自由民主党滋賀県石油販売業支部:1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部」を

「備考1 政党(自由民主党本部)の支部:1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部」に改める。

滋選委告示第15号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条の2第1項の規定に基づき公表した令和4年滋選委告示第167号(政治団体の名称等の公表)の一部を次のように改正する。

令和5年2月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

「備考1 1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部」を

備考2 1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部」

「備考1 政党(自由民主党本部)の支部:1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部」に改める。

備考2 政党(参政党)の支部:1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部」

滋選委告示第16号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条の2第1項の規定に基づき公表した令和5年滋選委告示第1号(政治団体の名称等の公表)の一部を次のように改正する。

令和5年2月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

「備考1 1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部」を

「備考1 政党(自由民主党本部)の支部:1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部」に改める。

滋選委告示第17号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項の異動届があった。

令和5年2月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

政治団体の名称	薬賢会
代表者の氏名	木村昌義
異動事項	
新 事務所所在地	長浜市八幡中山町88-11
代表者	木村昌義
旧 事務所所在地	長浜市山階町450-1
代表者	射手矢慎一
異動年月日	令和4.6.11

政治団体の名称	税理士によるうえの賢一郎後援会
代表者の氏名	野 坂 喜 則
異動事項	
新 代 表 者	野 坂 喜 則
旧 代 表 者	本 城 善 男
異動年月日	令和4.8.31

政治団体の名称	山内陽子後援会
代表者の氏名	池 田 悠
異動事項	
新 代 表 者	池 田 悠
旧 代 表 者	水 江 淳 二
異動年月日	令和4.12.8

政治団体の名称	自由民主党浅井支部
代表者の氏名	矢 守 昭 男
異動事項	
新 事 務 所 の 所 在 地	長浜市北野町677
代 表 者	矢 守 昭 男
旧 事 務 所 の 所 在 地	長浜市徳山町316番地
代 表 者	平 野 敏
異動年月日	令和4.12.10

政治団体の名称	自由民主党滋賀県国際交流支部
代表者の氏名	栢 木 寛 照
異動事項	
新 会 計 責 任 者	清 水 克 実
旧 会 計 責 任 者	安部田 知 明
異動年月日	令和4.12.20

#### 滋選委告示第18号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条の2第1項の規定に基づき公表した令和4年滋選委告示第162号(政治団体の届出事項の異動届)の一部を次のように改正する。

令和5年2月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世 古 正

政治団体の名称	参政党滋賀第一支部
代表者の氏名	福 永 英 晶
異動事項	
新 政 治 団 体 の 名 称	参政党滋賀第一支部
事 務 所 の 所 在 地	大津市真野1丁目3-2
代 表 者	福 永 英 晶
会 計 責 任 者	谷 川 早 苗
旧 政 治 団 体 の 名 称	参政党滋賀支部
事 務 所 の 所 在 地	大津市大物468番地
代 表 者	北 村 真 理
会 計 責 任 者	松 本 亜 美 里
異動年月日	令和4.8.16

を

政治団体の名称	参政党滋賀第一支部
代表者の氏名	福永英晶
異動事項	
新	政治団体の名称 参政党滋賀第一支部 政治団体の区分 政党の支部※ 事務所の所在地 大津市真野1丁目3-2 代表者 福永英晶 会計責任者 谷川早苗
旧	政治団体の名称 参政党滋賀支部 政治団体の区分 その他の政治団体の支部 事務所の所在地 大津市大物468番地 代表者 北村真理 会計責任者 松本亜美里
異動年月日	令和4.8.16

に

※ 参政党の支部：1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部

改める。

滋選委告示第19号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散届があった。

令和5年2月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	備考
滋賀県藤井もとゆき薬剤師後援会	大迫芳孝	福地滋夫	草津市笠山七丁目4番52号	令和4.11.30	

滋選委告示第20号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和5年2月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

届出年月日	資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	備考
令和4.12.9	三宅政仁	町議会議員	竜王町の未来を照らす会	蒲生郡竜王町小口1690-2	令和4.12.1	
令和4.12.9	片岡真	県議会議員	片岡真後援会	大津市中央1丁目8番32号-403号	令和4.12.8	
令和4.12.13	重田剛	県議会議員	かがやく滋賀の会	近江八幡市若宮町564	令和4.12.13	
令和5.1.5	川合宏	市議会議員	川合ひろし後援会	彦根市幸町47-6	令和5.1.5	
令和5.1.10	中田善久	市議会議員	中田善久後援会	大津市唐崎1丁目16番50号	令和5.1.6	

